

ベビーシッター派遣事業割引券のご案内

令和2年3月のみの特例措置 ～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染症対策の為、学校が臨時休業すること等を踏まえ、ベビーシッター派遣事業に係る割引券の使用について、令和2年3月限定の特例措置が設けられました。変更内容については以下の通りです。ご利用の際は女性医師支援センターまでお問い合わせください。

対象者	本学に在籍するすべての職種の教職員 (男女とも、医師以外の利用可)
対象児童	・乳幼児及び小学校3年生までの児童 ・その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童
対象サービス	・家庭内における保育や世話(家庭以外は利用不可) ・ベビーシッターによる家庭から保育所等への送迎
助成内容	1枚につき2,200円の割引券を発行
利用限度	1日(1回)1枚、1ヶ月に24枚、1年度に280枚まで利用可
利用できるベビーシッター会社	公益社団法人全国保育サービス協会をご確認ください URL: http://www.acsa.jp/index.htm 又はQRコード
利用方法	女性医師支援センターHPをご確認ください



変更内容

利用限度

- ・ 1日(回)対象児童1名につき**複数枚使用可**
※利用料金が1日(回)につき使用枚数×2,200円以上のサービスが対象
- ・ 3月分上限枚数は、1家庭につき**120枚まで**

